

平成20年4月17日

厚生労働大臣 舛添 要一
財務大臣 額賀福志郎
総務大臣 増田 寛也
内閣官房長官 町村 信孝

殿

特別区長会会長
江戸川区長 多田 正見

新型インフルエンザ対策の充実強化に関する緊急要望

現在、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）が、強い毒性と伝播力を伴ったまま人への感染力を獲得し、大きな被害をもたらす新型インフルエンザとなることへの警戒感が日増しに高まっています。

新型インフルエンザは、地震等の自然災害とは全く異なり一瞬にして全国的な規模で国民が危機的な状態に陥ることが想定されます。特に東京23区は860万人の区民が居住し、昼間人口はその数をはるかに上回り、国家の中核機能や企業本社が集積している大都市です。人口密度の高さ、交通網の稠密さ、昼夜にわたる人の移動の多さを考慮すれば、予想を超える被害が生じ、首都機能が停止し大混乱に陥る恐れがあります。

この迫りつつある危機に対し国・自治体の対応力が問われており、国も「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づきワクチンの備蓄等の対策を講じ、今国会に感染症法、検疫法改正を上程する等、対策を強化しています。特別区も首都東京の基礎自治体として行動計画を策定する等積極的に対策に取り組んでいます。

しかし、全国的な規模の危機に対しては、国がイニシアチブをとって万全の体制を整えることが非常に重要であり、特別区長会は国が更に対策の充実強化を図るよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

- 1 現在、新型インフルエンザに対する特効薬がないこと、また、パンデミックワクチンの製造には新型インフルエンザ発生後6か月程度を要するとされていることから、希望する国民全員分のプレパンデミックワクチンを早急に備蓄すること。
- 2 備蓄した医薬品、医療資機材を、円滑に区市町村に供給できる体制を早急に確立すること。
- 3 患者、感染者が短期間に医療機関に集中し、混乱を生じる可能性があることから、外来診療、入院医療を確保すること。また、自治体が設置する発熱センター等の診療所が円滑に運営できるよう、必要な条件整備を早急に行うこと。
- 4 基礎自治体の首長の要請に応じて、地区医師会等の地元医療関係者が積極的に協力できるような体制を法的に整備すること。
- 5 電気、ガス、水道等のライフラインの確保や社会機能を維持する業務の従事者への対策を、国が率先して取り組むこと。
- 6 新型インフルエンザに対する十分な啓発と、発生後における国民への迅速かつ確実な情報提供をすること。